

防衛装備移転の制度と政策

(日本国際問題研究所:2023年7月13日)

拓殖大学

海外事情研究所・国際学部

教授 佐藤丙午

防衛装備移転の議論の難しさ

第一の特徴

- ・ 防衛装備移転の実施は（条件次第で）防衛生産基盤の強化につながる
- ・ 防衛生産基盤強化にとって防衛装備移転は必要不可欠な手段ではない

第二の特徴

- ・ 防衛装備移転により、移転先国との安全保障上の関係は深まる
- ・ 移転先国との安全保障上の関係を深める上で、防衛装備移転は必ず必要な手段ではない

第三の特徴

- ・ 自衛隊にとって防衛産業基盤は必要不可欠（輸入で十分とする主張も存在）
- ・ 防衛産業側は自衛隊を唯一の顧客とする必要はない（防衛装備移転の緩和が進んだ場合。内外比率の問題）

移転制度と政策を理解するために

- 起点の置き方で異なる議論（目的と手段の錯綜）
 - エコシステムの未確立（産業・移転・外交・安全保障政策が相互に影響し合う）
 - 政策の基本的目的について：自衛隊の強化？外交政策上の影響力？
- 防衛生産に対して求められる条件が（時代ごとに）異なる
 - 技術移転の受容者として国内産業の再建（Spin-Offへの期待）
 - 「平和主義」の呪い：武器禁輸政策の呪縛（国内生産中心・閉鎖市場）
 - 冷戦後の防衛産業の再編やグローバル化への対応の遅れ
 - 「軍民融合」によるナショナルな防衛産業の重要性

平和国家としての基本理念を維持

原則1：移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合

（化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約等。武器貿易条約は未締結・未発効だが、同条約が規定する義務の実施を含む。）

② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合

（安保理決議第1718号（北朝鮮の核問題）や同第1929号（イランの核問題）等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等）

③ 紛争当事国への移転となる場合

（紛争当事国：武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国）

原則2：移転を認め得る場合を次の場合に限定し、**透明性**を確保しつつ、**厳格審査**

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
 - ② 我が国の安全保障に資する場合
 - ・ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施
 - ・ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化
 - ・ 装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出
- （注1）仕向先等の適切性・防衛装備の機微性を含め**厳格に審査**。
（注2）審査体制・手続・基準等の**透明性**を確保。

原則3：目的外使用及び第三国移転について**適正管理**が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について**我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける**。

（注）平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

情報の公開

- 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、**年次報告書**を作成し、国家安全保障会議（NSC）に報告・公表。
- NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に配慮しつつ、政府として、**情報公開**を図る。

原則2（運用指針）

1 国際共同開発・生産の実施

国際共同開発・生産

共同開発・生産の実現可能性調査のための技術情報、試験品の提供

先端装備品の導入に伴う国際後方補給支援システムへの参加に伴う輸出

2 安全保障・防衛協力の強化

物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務に含まれる武器・武器技術の提供

米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供

米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供(日米ACSAに基づくものを除く。

我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する装備品の輸出

3 装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出

自衛隊の活動に係る装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送、技術情報の提供

公人警護、公人の自己保存のための装備品の輸出

危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出

防衛生産に関わる日本の防衛政策

- 防衛力に関する有識者会議（2022年11月）
 - 防衛産業の育成・強化に当たっては防衛装備品の海外移転と一体で考えていく
 - 「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの下、地域の平和と安定を確保し、日本にとって望ましい安全保障環境の創出につなげる
 - 「制約をできる限り取り除き」「防衛産業が行う投資を回収」「防衛産業を持続可能なもの」
 - 海外に市場を広げ、国内企業が成長産業としての防衛部門に積極的に投資する環境をつくる
- 国家防衛戦略（2022年12月）
 - 防衛生産基盤の強化
 - 防衛技術基盤の強化
 - 防衛装備移転の推進：装備移転三原則の見直し
- 政府安全保障能力強化支援（2023年4月）
- 防衛生産基盤強化法（2023年7月）

概要

- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれる中、日本にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、日本自身の防衛力の抜本的強化に加え、**同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上**が不可欠。
- こうした目的を達成するため、開発途上国の経済社会開発のためのODAとは別に、同志国の安全保障上のニーズに応え、**資機材等の提供やインフラの整備等**を行う、**軍等が裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み**を導入(2022年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略に記載)。

具体的な協力の内容

【協力対象】

- ◆ **安全保障上の能力強化を支援する意義のある国の軍等が裨益者となる協力を対象。**
- ◆ **無償による資金協力であることに鑑み、原則として開発途上国を対象。**
- ◆ **相手国における民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況や経済社会状況を踏まえた上で、我が国及び地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して対象国を選定。**

【協力分野】

以下のような、**国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野**に限定して協力を実施。

- ① **法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動**
(領海や領空等の警戒監視、テロ対策、海賊対策等)
- ② **人道目的の活動**(災害対処、捜索救難・救命、医療、援助物資の輸送等)
- ③ **国際平和協力活動**(PKOに参加するための能力強化等)

【その他留意事項】

- (1) 防衛装備に当たるか否かを問わず、「防衛装備移転三原則」及び同運用指針の枠内で協力を実施。
- (2) 適正性及び透明性確保の観点から、以下を確保しつつ協力を実施。
(案件毎にこれらの点を含めた**国際約束を締結**)
 - ① 情報公開の実施
 - ② 評価・モニタリングの実施とその結果についての情報開示
 - ③ 目的外使用の禁止を含む適正管理
 - ④ 国連憲章の目的及び原則との適合性

<具体的な供与物品の例>

- ・衛星通信システム(アンテナ)
- ・無線システム(アンテナタワー、レーダー)

防衛装備移転をめぐる諸問題

- 国家防衛戦略（2022年12月）の記載内容に基づいた進展
- 防衛力整備計画で予算が5年間約43兆円の増加（NATO首脳会議で防衛費は最低GDP2%と規定。今後も増加の可能性）
- 防衛装備調達増加（三自衛隊の装備や待遇の拡充）に加え、防衛生産基盤が「第四の柱」に
- 最大の問題：調達増加＝生産基盤強化につながるか？

生産基盤強化に向けて防衛装備移転を行う理由

日米同盟の強化：産業の一体化

国際的な防衛装備開発の現状（共同開発や生産・軍民一体化）

国際競争力の強化：防衛生産の効率化

技術基盤の強化：国内防衛産業の活性化

外交政策上の考慮の位置付けについて

日本の抱える課題

- 2014年に防衛装備移転三原則に変わったが、これまで防衛産業も防衛省も十分に活用できていない
 - 輸出案件は限定的・成功した案件は周辺部機材のみ
- 技術基盤維持には引き続き困難
 - ライセンス国産中心で技術蓄積が限定的（日本の防衛産業が自衛隊の望むレベルの兵器システムを提供できていない）
 - 国内技術の取り込みに制約（大学と民間、政府の三者間の技術協力がに制約）
 - 防衛生産基盤の人的基盤が弱体化

制度の問題？

- 防衛装備移転三原則と運用指針に問題があるのか？
 - 改訂作業進行中（与党WG報告書・2023年7月6日）
 - 焦点：殺傷兵器の移転、海洋安全保障以外の政策分野（五分野）
- 防衛産業の「生態」の変化に政府が対応できていなかったのか？
 - 経済安全保障推進法：特定の技術分野に集中的に投資
 - 防衛生産基盤強化法：一部「国営化」・輸出用への変更に援助
- 技術基盤の維持を民間企業に委ねることの是非
 - 防衛戦略で国家の役割を規定
- 防衛生産・技術基盤・装備移転の連動不足

連動させるために考慮べき条件

- 防衛生産体制には初期投資が必要であり、継続的に需要が存在することが必要（海外市場での需要を活用）
- 世界的に武器や弾薬の供給不足が発生している現状に対応
 - 米国では利益率の高い主要な装備品に集中する
 - 防衛生産の民営化の弊害
- 防衛生産の国有化は技術開発や効率化の停滞を招く：民間主導の維持
 - 各国が生産基盤維持に走ると防衛的になる
 - 最高レベルの防衛装備の確保が困難に
- 技術等で圧倒的優位に立つ国は存在しない（米国でも技術確保と競争の維持には困難）：国際協力
 - 共同生産
 - 防衛サプライチェーンの多国化

防衛装備移転の役割

- 民間主導の防衛装備開発の維持発展を維持する
 - 技術開発・装備化のエコシステムの構築
 - 産業再編：生産体制の効率化（National Champion制）
 - Marketing, Sales Promotionへの協力：司令塔機能の充実
 - Off-Setへの対応：全政府アプローチ
- 外交・安全保障政策との連動
 - 同盟国や有志国との防衛装備協力の推進：「孤立主義」からの脱却
 - Arsenal of Democracyの再建
 - 自衛隊はどのような「戦い」をしたいのか？：戦略と戦術の連携



出典：<https://www.jimin.jp/news/information/206261.html>